

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯等に係る 川崎市国民健康保険料の減免の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症（以下「感染症」という。）の影響により収入が減少する世帯等の国民健康保険料（以下「保険料」という。）について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条及び川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号。以下「条例」という。）第39条第及び川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき減免を行うため、臨時的措置として、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱（平成4年4月1日施行。以下「減免要綱」という。）の特例を定めるものとする。

(保険料の減免の特例)

第2条 区長は、感染症の影響により収入が減少することが認められる世帯等に対して、その世帯の納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。

2 保険料の減免は、次条以降に定めるところにより行うものとする。

(減免基準)

第3条 減免対象となる世帯は、次の各号に定める世帯とする。

- (1) 感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。
- (2) 感染症の影響により、主たる生計維持者の所得税法（昭和40年法律第33号）第27条第2項に規定する「事業所得に係る総収入金額（以下、「事業収入」という。）」、同法第26条第2項に規定する「不動産所得に係る総収入金額（以下、「不動産収入」という。）」、同法第32条第3項に規定する「山林所得に係る総収入金額（以下、「山林収入」という。）」、又は同法第28条第2項に規定する「給与等の収入金額（以下、「給与収入」という。）」（以下、あわせて「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件の全てに該当する世帯。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少見込み額（当該年の実績収入額により算定される額で、保険金、損害賠償等により補填されるべき額を控除した額。）が、前年の当該事業収入等の収入額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場

合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免額)

第4条 減免額は以下の基準により算定した額とする。ただし、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 前条第1号に該当する世帯は、第5条で規定する保険料の全額を免除する。

(2) 前条第2号に該当する世帯は、別表1で算出した対象保険料額に、別表2の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減額又は免除の割合を乗じて得た額を、減額又は免除する。

2 前条第2号に該当する主たる生計維持者が事業等の廃止や失業の場合には、前項第2号の規定によらず、別表第1で算出した対象保険料額全額を免除する。

3 主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当する場合は、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により保険料の額を軽減することとし、前条第2号に規定する給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれることにより前条第2号に該当する場合は、次の各号により合計所得金額を算定し、保険料の減免を行うものとする。

(1) 別表1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いるものとする。

(2) 別表2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いるものとする。

(減免対象保険料)

第5条 減免の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているもの及び令和3年度分の保険料とする。

2 前項の保険料は、本市国民健康保険条例第39条第3項の範囲内であるものとする。

(申請書提出に係る特例)

第6条 区長は、減免対象期間中に既に納付した保険料がある場合について、条例第39条第3項の規定による申請書の提出が納期限内に行うことが出来ないやむを得ない理由があると認められる場合は、納期限内に申請書があったものとみなして減免を行うことが

できる。

(減免事由の重複)

第7条 区長は、納付義務者が減免要綱第2条に規定する保険料の減免にも該当する場合は、その減免を適用することができる。ただし、同条第1項第2号及び第3号との重複適用は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和3年度以降の保険料について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

対象保険料額 = $A \times B / C$	
A	当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B	主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第2 (第4条関係)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	100%
400万円以下であるとき	80%
550万円以下であるとき	60%
750万円以下であるとき	40%
1,000万円以下であるとき	20%